

令和 6 年度狛江市定額減税補足給付金（調整給付金）について

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に盛り込まれた物価高への支援である新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として、「令和 6 年度狛江市定額減税補足給付金（調整給付金）」を支給します。

1. 支給対象者

令和 6 年 1 月 1 日時点で狛江市に住民票があり、定額減税において、納税者本人と扶養親族（配偶者を含む）の数から算定される減税額（定額減税可能額）が、定額減税を行う前の所得税額・個人住民税所得割額を上回っており、定額減税に未控除分（減税しきれない分）がある方

2. 支給額

定額減税しきれない差額を、令和 6 年 6 月 7 日（狛江市における事務処理基準日）までに市の課税システムにおいて処理が完了した情報を基に算定（合算額を 1 万円単位で端数切上げ）

3. 申請方法

支給対象者には、令和 6 年 8 月上旬に「調整給付金支給確認書」または「調整給付金支給のお知らせ」を送付します。

「調整給付金支給確認書」が届いた場合（発送数：約 10,450 件）

支給希望者は 9 月 2 日(月)までにオンラインフォームから申請または確認書を提出。

「調整給付金支給のお知らせ」が届いた場合（発送数：約 860 件）

原則、手続き不要。（振込先口座を変更する場合・辞退を希望する場合を除く）

4. 問い合わせ先

狛江市給付金コールセンター ☎ 0570-03-1578（土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時）

※内線で転送する場合は内線 2580～2582